

青森県報

第四千二百四十一号

平成二十八年
十二月二十一日
(水曜日)

目 次

告 示

家畜伝染病の発生……………	(畜産課) ……	一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水産振興課) ……	一
区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………	(同) ……	二
道路の供用の開始……………	(道路課) ……	二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………	(河川砂防課) ……	二
土砂災害警戒区域の指定の解除……………	(同) ……	四
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(同) ……	五
土砂災害警戒区域の指定……………	(同) ……	六
都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課) ……	七
漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………	(西北地域 県民局) ……	八
建設業者の許可の取消し……………	(下北地域 県民局) ……	八
平成二十八年十一月三十日定例告示中……………	(道路課) ……	八

告 示

青森県告示第七百九十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑別の患畜	頭数	発生場所又は区域	発月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成 六・二・三

青森県告示第七百九十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山二三三七 木浪 達義	外ヶ浜第三区域	小型定置漁業及び底建網漁業
東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山九三の二 木浪 功	外ヶ浜第三区域のうち、字平館磯山の区域	
東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜五九の二〇 三浦 茂	竜飛今別第五区域	総トン数十トン以上の漁船による漁業
東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜三八 工藤 忠男	協同組合の地区のうち、字三厩龍浜の区域	かつり漁業
	鳴神、字三厩龍浜、字三厩龍山、宇木落、宇木衛間、宇木衛間及	

東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄二 小林 秀則 東津軽郡外ヶ浜町字三厩中浜四五の一 丸本 末義	三厩区域 三厩漁業協同 組合の地区	ひ字三厩龍浜 の区域	総トン数二十ト ン未満の漁船に より行う漁業で あつて、主とし ていかつり漁業
--	-------------------------	---------------	---

青森県告示第七百九十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第二百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
青森市大字野内字菊川二五五の三 横内 美佐雄 青森市大字野内字菊川二六三 横内 憲悟	青森市第六加入区

青森県告示第七百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年一月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日
県道相馬常盤野 線	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元二二八の二 から 中津軽郡西目屋村大字田代字稲元二一九の三 まで	平成二六・三・三

青森県告示第七百九十九号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 葛子平土砂災害警戒区域及び葛子平土砂災害特別警戒区域
- 解除する区域
三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
(図面省略)
- 二 下川原土砂災害警戒区域及び下川原土砂災害特別警戒区域
- 解除する区域
三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 三 中屋敷一号土砂災害警戒区域及び中屋敷一号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 四 横道二号土砂災害警戒区域及び横道二号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 五 横道一号土砂災害警戒区域及び横道一号土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 六 上野沢土砂災害警戒区域及び上野沢土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 七 第一寺牛沢土砂災害警戒区域及び第一寺牛沢土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 八 第二村ノ上沢土砂災害警戒区域及び第二村ノ上沢土砂災害特別警戒区域

- 1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

九 下田沢土砂災害警戒区域及び下田沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 桐木沢土砂災害警戒区域及び桐木沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十一 中野沢土砂災害警戒区域及び中野沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十二 上横沢土砂災害警戒区域及び上横沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十三 第一下比良沢土砂災害警戒区域及び第二下比良沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第八百号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 第一境沢土砂災害警戒区域

1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 第二境沢土砂災害警戒区域

1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 第二下比良沢土砂災害警戒区域

1 解除する区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第八百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七條第四項及び第九條第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 葛子平土砂災害警戒区域及び葛子平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 下川原土砂災害警戒区域及び下川原土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 中屋敷一号土砂災害警戒区域及び中屋敷一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 横道二号土砂災害警戒区域及び横道二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

五 横道一号土砂災害警戒区域及び横道一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

六 上野沢土砂災害警戒区域及び上野沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

七 第二村ノ上沢土砂災害警戒区域及び第二村ノ上沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

八 中野沢土砂災害警戒区域及び中野沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

九 第一下比良沢土砂災害警戒区域及び第一下比良沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第八百二二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同條第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 第一寺牛沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 第一境沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 第二境沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 下田沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

五 桐木沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

六 上横沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

七 第二下比良沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡三戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第八百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十八年十二月十四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・二・二号 内環状線）

三 事業施行期間

平成十五年十二月二十二日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分
なし

青森県告示第八百四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	加入区の名	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
大間越	西津軽郡深浦町大字大間越字上小屋野九二	川 村 幹 文	平成二十八年十二月二十一日から平成二十九年一月四日まで	大間越漁業協同組合
	西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三	中 村 正 太 郎		
	西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三	中 村 利 男		

発行年月日	区 分	番 号	ペー ジ	段 行	誤	正
平成二六・二・三〇 第四三三三号	告 示	第七四三三号	二	全	表 中	つがる市木造福原種元一六の一からつがる市木造福原常盤一三九まで
平成二六・二・三〇 第四三三三号	告 示	第七四四号	三	上	表 中	つがる市木造福原種元一六の一からつがる市木造福原常盤一三九まで

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 川端建設株式会社
- 二 代表者の氏名 川端 アイ子
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市下北町一三の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二八）第五七七号
- 五 取消年月日 平成二十八年十二月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正 誤

道 路 課

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目一番七七号 青森市東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭